
目次

第8章 阻止の随伴性

- 8.1. 阻止の随伴性の論理
 - 8.2. 嫌子出現阻止の随伴性による強化
 - 8.3. 好子消失現阻止の随伴性による強化
 - 8.4. 「したいからする行動」と「しなければならない行動」
 - 8.5. 好子消失阻止の随伴性のメリットとデメリット
 - 8.6. 究極の「好子消失」
 - 8.7. 嫌子消失阻止の随伴性による弱化
 - 8.8. 好子出現阻止の随伴性による弱化
-

第8章 阻止の随伴性

8.1. 阻止の随伴性の論理

この授業で基本概念として取り上げる最後の話題は「阻止の随伴性」です。まず、初めにお断りしておきますが、これは行動分析学の研究者の間で必ずしも 100 %受け入れられている概念というわけではありません。じっさい、マロットによる入門書*1 や、その日本語版*2 (杉山ほか, 1998) 以外では、阻止の随伴性を扱ったものはきわめて少なく、全く言及していない入門書も多数あります。また、2011 年の日本行動分析学会の第 29 回年次大会*3 においても、

●許可の随伴性・阻止の随伴性・ルール支配行動：青年・成人臨床事例からの再考

というシンポジウムで討論が行われており、まだまだ論点が多いという現状です。

* 1

http://www.amazon.com/Principles-Behavior-Richard-Malott-Ph-D/dp/0205959490/ref=la_B001HCUXV6_1_1/181-6729929-1533745?s=books&ie=UTF8&qid=1404684119&sr=1-1

* 2

<http://www.amazon.co.jp/%E8%A1%8C%E5%8B%95%E5%88%86%E6%9E%90%E5%AD%A6%E5%85%A5%E9%96%80-%E6%9D%89%E5%B1%B1-%E5%B0%9A%E5%AD%90/dp/4782890303>

*3 http://diary.hasep.net/psy-rec/_b0915/index.html を参照

「阻止の随伴性」概念は、マロット先生*4 が佐藤方哉先生との交流の中で定式化したものというのが通説になっています。しかし、スキナー自身もそれに近いアイデアを持っており、1979年の慶應義塾大学における講演「The Non-Punitive Society (罰なき社会)」で論じられている「罰」概念の大部分は、後述する「好子消失阻止」や「嫌子出現阻止の随伴性」による強化のことを意味しており、この「阻止の随伴性」の概念なしに、やりたいこととしなければならないことを区別することは困難であろうとも思われます。

阻止の随伴性概念を説明するにあたっては、「手続的定義」と「制御変数的定義」について留意することが必要です【1.6.及び、3.7.の中の「刺激弁別手続的定義と制御変数的定義」参照。】。要するに、「阻止の随伴性」という概念があるかどうかという議論においては、

- 論理的な組み合わせから言えば、「阻止の随伴性」という概念は 100 % 成立する。よって、「阻止の随伴性」という手続的定義は妥当。
- しかし、「阻止の随伴性」に晒された人間や動物は、別の随伴性によってこの事態に対処している可能性がある。よって、制御変数を別に同定する必要がある。

ということになります。

前置きが長くなりましたが、以上をふまえて、もう一度、4通りの基本随伴性から定義し、その上で、手続的定義の上での「阻止の随伴性」の正当性を論じることにはしたいと思います。

まず、これまでのところで、4通りの基本随伴性は、

- 好子出現の随伴性：【 】 → 行動 → 【好子出現】
- 嫌子出現の随伴性：【 】 → 行動 → 【嫌子出現】
- 嫌子消失の随伴性：【嫌子あり】 → 行動 → 【 】
- 好子消失の随伴性：【好子あり】 → 行動 → 【 】

このように定義してきました。(【 】は何も無いという意味)

これらの随伴性はいずれも、行動をするとその直後に何らかの環境変化(モノや出来事の出現または消失)が生じるという点で共通しています。しかし、実はその裏には、

行動しなければ何の環境変化も起こらない

という前提があるのです。例えば、好子出現の随伴性は、行動する場合と行動しない場合をセットにして定義すると、

*4http://www.amazon.com/Richard-W.-Malott/e/B001HCUXV6/ref=ntt_dp_epwbk_0

- 【 】 →行動→【好子出現】
- 【 】 →行動しない→【 】

となります。ここでもし、

- 【 】 →行動→【好子出現】
- 【 】 →行動しない→【好子出現】

というように、行動してもしなくても同じ頻度で好子が出現したとすれば、行動するだけ無駄ということになり、省エネの法則により、行動は起こりにくくなると思われます。例えば、賃金が好子となって労働している人は、宝くじで大金が手に入ればもはや労働しなくなるでしょう*5。

さて、行動の有無と、好子出現の有無については、上記以外にも次の2通りの組み合わせが論理的に存在します。1つめは、

- 【 】 →行動→【 】
- 【 】 →行動しない→【 】

というものです。この場合は、行動しても行動しなくても何も変化が起こりません。これが無強化の状態です。なお、すでにご説明したように、行動が強化されていたあとで、無強化に移行した場合は、「消去」の操作に相当します。

そして、残るもう1つの組み合わせが、

- 【 】 →行動→【 】
- 【 】 →行動しない→【好子出現】

というものです。この場合、行動しなければやがて好子が出現するのに、行動してしまうとせっかくの好子が出現しなくなってしまう。これが、「好子出現阻止の随伴性」です。

以上の発想、つまり行動した場合と行動しなかった場合をセットにして分類すると、まず基本随伴性は、以下のように再定義できます。

- 好子出現の随伴性：
 - 【 】 →行動→【好子出現】
 - 【 】 →行動しない→【 】

*5 働くこと自体が楽しみになっている人は働き続けるでしょう。

- 嫌子出現の随伴性：

【 】 → 行動 → 【嫌子出現】

【 】 → 行動 **しない** → 【 】

- 嫌子消失の随伴性：

【嫌子あり】 → 行動 → 【 】

【嫌子あり】 → 行動 **しない** → 【嫌子あり】

- 好子消失の随伴性：

【好子あり】 → 行動 → 【 】

【好子あり】 → 行動 **しない** → 【好子あり】

(【 】 は好子または嫌子が無いという状態)

この上記の4通りにおいて、行動した場合と行動しなかった場合の環境変化を取り替えた組み合わせが「阻止の随伴性」になります。

- 好子出現阻止の随伴性：

【 】 → 行動 → 【 】

【 】 → 行動 **しない** → 【やがて好子出現】

- 嫌子出現阻止の随伴性：

【 】 → 行動 → 【 】

【 】 → 行動 **しない** → 【やがて嫌子出現】

- 嫌子消失阻止の随伴性：

【嫌子あり】 → 行動 → 【嫌子あり】

【嫌子あり】 → 行動 **しない** → 【 】 (やがて嫌子消失)

- 好子消失阻止の随伴性：

【好子あり】 → 行動 → 【好子あり】

【好子あり】 → 行動 **しない** → 【 】 (やがて好子消失)

(【 】 は好子または嫌子が無いという状態)

要するに、「阻止の随伴性」では、行動した場合には環境変化が阻止されます(現状を維持できます)が、行動しなかった場合は、近い将来に環境のほうが勝手に変化してしまうという組み合わせになります。「環境側が勝手に変化」というのは奇妙のようにも見えますが、もともとこの地球環境というのは万物流転、諸行無常、人間や動物の行動とは無

関係に刻々と変化していくものです。また、集団の中では、自分が何もしなくても、周囲の人たちから勝手に変化が与えられるということもあります。そのような状況のもとで、自分に適した環境を保持するために行動する、もしくは、事態が自然に好転するまで行動を控えるという対処方略が「阻止の随伴性による強化や弱化」ということになります。

なお、上記では、基本随伴性に対応させて、「好子出現阻止」、「嫌子出現阻止」、「嫌子消失阻止」、「好子消失阻止」という順に並べてありますが、以下は、都合上、

- 1.嫌子出現阻止（強化）
- 2.好子消失阻止（強化）
- 3.嫌子消失阻止（弱化）
- 4.好子出現阻止（弱化）

という順で説明をしていきたいと思えます。

8.2. 嫌子出現阻止の随伴性による強化

まず「嫌子出現阻止の随伴性」ですが、これは、上にも述べたように、

- 【 】→行動→【 】
- 【 】→行動しない→【やがて嫌子出現】

という組み合わせで定義されます。要するに、行動していれば現状を維持できる反面、行動しなければ、やがて嫌子が出現してしまうというもので、当然、その行動は強化されていきます。

具体的な例としては、まず、足を滑らせて断崖から落ちそうになり、木の根っこに掴まって必死によじ登ろうとしている状態を挙げることができます。この場合、断崖から転落してしまえば大けが（重大な嫌子）が出現しますが、現時点では、まだ落ちこちていないので嫌子出現とは言えません。木の根っこに掴まる行動や必死によじ登ろうとしている行動は、転落（重大な嫌子）を阻止している行動であり、嫌子出現阻止の随伴性によって強化されていると考えることができます。

次に、さまざまな防災活動が挙げられます。台風が近づいている時には、家の窓ガラスを保護したり、河川の氾濫に備えて玄関前に土嚢を積んだりします。そのような行動をしても、実際に台風がやってきても、災害という嫌子の出現を阻止することができます。但し、新しく何かを造るわけではありません。行動することはあくまで現状維持の範囲にとどまります。

嫌子出現阻止の随伴性は、形式上、動物の回避行動にも見られます。例えば、ネズミが、電気ショックを回避するために回転カゴを回すという行動がその例です。この条件づけでは当初は、「電気ショックから逃れるためにカゴを回し始める」という「嫌子消失の随伴性による強化」が働きますが、やがて、ネズミは、一度も電気ショックを受けなくても回転カゴを回し続けるようになります。これは「やがて出現する電気ショック（嫌子）の出

現を阻止するような行動」であり、形式上は、嫌子出現阻止の随伴性によって強化されていると見なすことができます。

もっとも、形式上（＝手続的定義）は阻止の随伴性で強化されているように見えている行動も、実際には別の随伴性によって強化されている可能性（＝制御変数的定義）があります。上述の回転カゴ回しなども、おそらく、ネズミにとっては「静止した回転カゴ」が習得性嫌子になっており、カゴを回すことでそれが消失するため、実質的には、「嫌子消失による強化の随伴性」になっている可能性があります。

また台風に備えた防災活動の場合も、テレビなどでこれまでの台風被害の悲惨さや、すでに台風が通過している地方での猛威が伝えられることは、台風自体の嫌子としての機能を高めるという確立操作になっているばかりでなく、不安や恐怖といったレスポナント的な情動反応を引き起こしている可能性があります。ネガティブな情動反応を消失させるために防災行動に取り組むということであれば、これは、嫌子出現阻止による強化ではなく、嫌子消失による強化となります。

運転免許更新の講習会においても、悲惨な交通事故現場の映像が提示されることがあるそうです*6。これもまた、交通事故という嫌子の機能を高める確立操作になっており、それによって、嫌子出現阻止につながる安全運転行動（左右の目視、一旦停止、車間距離保持、制限速度遵守など）を強化していると考えられます。

さて、以上は、いずれも、その個体にとって適応的な事例ばかりでした。しかし、嫌子出現阻止の随伴性は、しばしば、戦争を煽ったり、カルト宗教団体が信者の脱会を妨げる手段としても使われています。

まず、戦争に関する随伴性ですが、かつての領土拡大侵攻はともかく、少なくとも現代では、「あの国を攻撃することは、自国民の利益になります」というような好子出現の随伴性で戦争が起こることはありません。しかし、「いまあの国を先制攻撃しないと、逆にあの国から攻められる」という阻止の随伴性、

- 【 】 →先制攻撃する→ 【 】（自国は安泰）
- 【 】 →先制攻撃しない→ 【やがて嫌子出現】（相手国から攻撃を受ける）

を主張することはきわめて説得的です。現に、少し昔にも、「大量破壊兵器を貯蔵している」という理由で先制攻撃が行われたことがありました。

次に、カルト宗教団体の場合ですが、たいがいの信者は、少なくとも入信時には、信仰行動は、好子出現（信仰することでよりハッピーになれる）あるいは、嫌子消失（悩みや不安の解消）によって強化されていたはずですが、しかし、その後、活動に疑問を持って脱会しようとする、教団のほうから

- 【 】 →信仰活動を続ける→ 【 】（現状維持）
- 【 】 →信仰活動をしない（脱会）→ 【天罰が下る】（嫌子出現）

*6 私は優良免許なのでそのような映像を視たことはありません。

という随伴性が提示され、天罰の恐ろしさについて様々な確立操作が行われます。こうなるとその信者は、嫌子出現阻止の随伴性だけで、反社会的な宗教活動を続けざるを得なくなります。

8.3. 好子消失現阻止の随伴性による強化

次に阻止の随伴性の2番目として、「好子消失阻止の随伴性による強化」を取り上げます。これは、すでに保有している好子（もしくは好子に接近可能な状態）に関して、行動していればその状態が保たれる一方、行動しないでいると、いずれそれが失われる（もしくは接近できなくなる）というケースです。

【好子あり】→行動→【好子あり】

【好子あり】→行動しない→【 】（やがて好子消失）

具体的な例としては、まず、「嫌子出現阻止の随伴性」のところでも取り上げた防災活動が挙げられます。例えば、地震災害に備えて建物を補強する行動は、人的被害（＝嫌子。地震による大けが）と物的被害（＝建物倒壊や、棚から物が落ちることによる破損）の両方を防ぐ効果をもたらします。このうち、人的被害を防ぐ行動は、「嫌子出現阻止の随伴性」、すなわち、

- 【 】（安全）→防災行動→【 】（安全）
- 【 】（安全）→防災行動しない→【地震発生時に大けが】（嫌子出現）

という随伴性によって強化されます。また物的被害を防ぐ行動は、「好子消失阻止の随伴性」、すなわち、

【資産あり】（好子あり）→防災行動→【資産あり】（好子あり）

【資産あり】（好子あり）→防災行動しない→【 】（地震発生時に資産を失う）

という随伴性によって強化されます。

通常、防災活動は、これら2タイプの随伴性によって複合的に強化されていますが、もし、人命尊重を強調するのであれば、大けがの恐ろしさについて強調するような確立操作を重視すべきです（例えば、地震で怪我をしたり亡くなった方の遺族の談話を報道する）、物的被害を防ごうとするのであれば、室内の倒壊の様子（例えばメモリアルハウス）を展示したり、被害額を具体的に示すといった確立操作が効果的です。

同じことは、車の所有者の交通事故対策についても言えます。交通事故による大けが（＝嫌子出現）を阻止しようとする人は、エアバッグ、ABS、側突安全性などを重視して車を購入するでしょう。この行動は嫌子出現阻止の随伴性によって強化されます。いっぽう、事故発生時の損害賠償（＝賠償金を支払うという点で好子消失）を阻止しようとする人は、

任意保険のほうにお金をかけるでしょう。こちらの行動は、好子消失阻止の随伴性によって強化されます。ですので、自動車販売の営業担当者は、安全性を強調するのであれば、嫌子に対する確立操作（交通事故がいかに恐ろしいか、安全装置がいかにすぐれているかなどを強調）を行うことになり、任意保険の担当者のほうは、好子消失に関する確立操作（交通事故の賠償金がいかに高額であるか、勧めている保険の保障内容がいかに充実しているかを強調）を行うことが大切です。これを逆にして、自動車販売の営業担当者が交通事故の賠償金のことを、あるいは、保険会社の担当者が車の安全機能について強調しても、営業上の成果には結びつきません。

このほか、以下のような事例も、好子消失阻止の随伴性によって強化されていると考えられます。

1. 作物に農薬をかければ病虫害発生が阻止される

→ 農薬をかけていれば、作物（好子）は生育するが、農薬をかけないと、やがて、病虫害により、その作物が失われる（好子消失）。【もっとも、病虫害を恐れるばかりに、過剰に農薬を散布する恐れがあります。】

2. 年賀状を出しておけば今後も面倒をみってくれる

→ 義理で投函する年賀状の場合、年賀状を出せば今後も良好な人間関係（好子）が維持できるが、年賀状を出さないと、疎遠になってしまう（好子消失）。

3. 一生懸命働けば、今のバイトはクビにならない

→ 働いている限りは、定期的な収入（好子）が維持できるが、サボったりすると、再雇用してもらえなくなる（好子消失）

8.4. 「したいからする行動」と「しなければならない行動」

さて、上記の3番目の「一生懸命働けば、今のバイトはクビにならない」という事例にも象徴されますように、「好子消失阻止の随伴性」というのは、「しなければならない行動」と、「したいからする行動」の違いを明瞭に説明することができます。もともと、バイトは、

バイトをする→給料

という「好子出現の随伴性」によって強化されているはずですが。であるならば、**3.1**で述べた、スキナーによる幸福の定義：

幸福とは、正の強化子【=好子】を手に行っていることではなく、正の強化子【=好子】が結果としてもたらされたがゆえに行動することなのです。

からみて、働くことは給料という好子を出現させるという点で、まさに生きがいになるはずですが、現実には、働くことは必ずしも生きがいになっていません。その理由は、現代社会における労働が、好子出現ではなく、好子消失阻止の随伴性によって強化されて

おり、そのことが、任意性を奪い、義務的に働かされているという状況をもたらしているためであると考えられます。

実は、このことは、スキナー自身によって適確に指摘されています。慶應義塾大学での講演「The Non-Punitive Society (罰無き社会)」*7]の中で、スキナーは、

Industrial incentives are really punitive, We think of a weekly wage as a kind of reward, but it does not work that way. It establishes a standard of living from which a worker can be cut off by being discharged, workers do not work on Monday morning because of the pay they will receive at the end of the week; they work because a supervisor will discharge them if they do not. Under most incentive systems, workers do not work for things but to avoid losing them. 企業において仕事を駆り立てているのも実は罰的なものです。賃金は報酬の一種と考えられていますが、実際はそうではありません。賃金労働者は週給で生活していますが、解雇されれば生計はたちません。月曜日の朝働くのは週末に支払られる賃金のためではなく、働かなければ解雇されるからなのです。ほとんどの組織のもとでは、労働者は何かのために働くのではなく、何かを失なうのを避けるために働くのです。

【訳は佐藤方哉先生による。一部改変】

と述べています。この文末の、「...workers do not work for things but to avoid losing them.労働者は何かのために働くのではなく、何かを失なうのを避けるために働くのです。」というものがまさに、好子消失阻止の随伴性のことです*8。

「好子消失阻止の随伴性」概念を用いると、「しなければならない行動」と、「したいからする行動」の違いを明瞭に説明することができます。ここでもう一度、賃金労働の話題を取り上げてみます。「働く」行動自体は、定期的に賃金を受け取っていますので、形式上は「好子出現の随伴性」によって強化されていると考えられます。しかし、大部分の人たちにとっては、働くことは任意ではありません。むしろ、定期的に受け取る給料（好子）を消失させないように働いているとも言えます。

- 【月給あり】 → 【働く】 → 【月給あり】
- 【月給あり】 → 【働かない】 → 【月給なし】

これは好子消失阻止の随伴性による強化となります。

もちろん、十分な額の年金を受け取っているか、多額の不労所得があるという人たちの

*7 英語版は、以下から無料で閲覧可能。

http://www.bfskinner.org/wp-content/uploads/2014/02/Skinner_1979_The_Non-Punitive_Society.pdf

*8 このことは、スキナー自身が、「阻止の随伴性」概念を持っていたという証拠にもなります。

場合は、働いても働かなくても生活に支障が出ることはありません。この場合は、働くという行動は、給料以外の別の好子（社会貢献、達成、周囲からの感謝）の出現によって強化されていると思われます。高齢者のボランティア的な活動などがこれに相当します。

- 【何もしない】 → 【仕事をする】 → 【好子出現】（役に立つ、達成、他者から感謝）
- 【何もしない】 → 【仕事しない】 → 【何もしない】

この場合は、好子出現による強化となります。

先に引用した、慶應義塾大学での講演「The Non-Punitive Society（罰無き社会）」の中で、スキナーは次のように語っています。【下線は長谷川による】

When we act to avoid or escape from punishment, we say that we do what we have to do, what we need to do, and what we must do. We are then seldom happy. When we act because the consequences have been positively reinforcing, we say that we do what we like to do, what we want to do.

罰からの逃避ないしは回避によってなにかをするときには、我々はしなければならないことをするといいます。そして、そういったときには幸福であることはまずありません。その結果が正の強化をうけたことによってなにかをするときには、我々はしたいことをするといいます。そして、幸福を感じます。【訳は、佐藤方哉先生による、一部改変】

上掲で、「we act to avoid or escape from punishment」のうち、「escape」に相当するのが「嫌子消失の随伴性による強化」、「avoid」に相当するのが、「嫌子出現阻止の随伴性による強化」と、ここで述べている「好子消失阻止の随伴性による強化」を意味しています。また、後半の「we act because the consequences have been positively reinforcing」という部分は、「好子出現による強化」です。

要するに、世の中には、初めから「しなければならない行動」と、「したいからする行動」が存在しているわけではありません。その違いは、随伴性に依存しています。同一の行動であっても、その行動が「好子出現の随伴性」で強化されている限りは「したいからする行動」となり、「嫌子出現阻止の随伴性」や「好子消失阻止の随伴性」で強化されている時には「しなければならない行動」になるという次第です。

「好子消失阻止の随伴性」は、私たちの生活では不可避的です。スキナー自身は、それを無くすべきだと主張していたようですが、現実的には、日常行動のすべてを、「したいからする行動」だけに移行させるということは困難であるように思われます。

まず、上掲の「働く」という行動ですが、完全な自給自足生活であっても、集団生活における互助互酬であっても、「したいからする」だけで構成することは不可能です。

また、先に「好子出現の遅延」や「随伴性の入れ子構造」のところで述べましたが【こちらの講義メモの 3.6 参照】、富士山登頂とか、スポーツ大会で優勝といった「大きな好子」を達成するための手段的な行動は、おおむね、「この行動をすれば目標遂行は維持されるが、行動しなければ、目標達成という好子は消失する」という、好子消失の随伴性に

よって強化されており、義務的となります。

さらには、「好子出現の随伴性」で強化されていたはずの行動が、いつのまにか「好子消失阻止の随伴性」による強化に転じてしまったということもあります。例えば、大相撲の力士は、少なくとも当初は、相撲が好きで入門したはずですから、「好子出現の随伴性」によって相撲界に入ったと考えられます。しかし、横綱や大関といった定の地位に上がると、その地位から陥落しないようにと必死で稽古しなければなりません。これは、横綱や大関といった地位（好子）からの陥落（好子消失）をくい止めるという、好子消失阻止の随伴性によって強化されていると考えられます*9。

8.5. 好子消失阻止の随伴性のメリットとデメリット

以上挙げた例の中でも示されているように、「好子消失阻止の随伴性」には、メリットとデメリットがあります。

メリットは、とにかく、必要な行動を先延ばしせず、着実に遂行させるという効果です。締め切りを設定するというのは、その典型例です。締め切りの設定は、

- 締め切りに間に合うように行動すれば、好子は失われない。
- 締め切りに遅れるとせっかくの行動は無駄となり、約束されていた好子（単位、報酬など）は消失してしまう。

という好子消失阻止の随伴性になっています。行動マネジメントを確実に遂行するためには、好子消失阻止の随伴性を導入することがきわめて効果的です。

いっぽう、デメリットとしては、好子消失を阻止しようとするあまりに、強迫性障害に陥ってしまうリスクがあります。「カギをかけたかどうか何度も確認する」、「答案に名前を書いたかどうか気になってしょうがない」などがこれに相当します*10。

8.6. 究極の「好子消失」

以上、「好子消失阻止の随伴性」について述べてきましたが、人は誰でも寿命があり、死と同時に、すべての好子を失うという宿命を持っています。いくら、アンチエイジングなどと叫んで健康食品を買い込んだりスポーツに励んだりしても、最後は死ななければなりません。それゆえ、歳をとるにつれて、この「究極の好子消失」にどう対処するのが大きな課題となってきます。

これについては、さまざまな哲学や宗教が、「好子消失阻止」のための方策を提案しています。きわめて大ざっぱですが、以下のようなものが考えられます。

*9 大相撲の名解説者だった玉の海梅吉さんは、「重い荷を背負って下りのエスカレーターを登るが如し」と語っておられました。もちろん、横綱や大関を維持すること自体には、高い給料や、優勝賞金、ファンからの励ましといった、別の好子出現がありますが。

*10 強迫性障害は、「嫌子出現阻止の随伴性」でも起こりえます。

- 1.執着をやめる。これによって、いままで好子であったモノや出来事は好子ではなくなる。
好子が1つもなければ、当然、死によって消失する好子もない。
- 2.自分で保有していた好子を、子孫や地域社会に移譲する。こうすれば、自分が大切にしていたものは、自分の死後も消失することがない。
- 3.天国や宗教上価値のある行いを設定する。それらは、自分の生死と独立して評価されるので、死によって消失することはない。

若いときには利潤追求しか関心が無かったような資産家が、高齢になってから、篤志家に転じたり、宗教に救いを求めたりする背景には、「究極の好子消失」を阻止するという随伴性が働いている可能性があります。

8.7. 嫌子消失阻止の随伴性による弱化

阻止の随伴性の3番目は、「嫌子消失阻止」です。この随伴性は、まず前提として、嫌子が存在しており、その嫌子は、行動しなければやがて消失するものの、行動している限りはずっと存在し続けるというタイプです。

- 【嫌子あり】→【行動】→【嫌子あり】
- 【嫌子あり】→【行動しない】→【 】(やがて嫌子消失)

具体的な例としては、

- 化膿した部分を搔く
→化膿した部分が痒いからといって搔いているといつまでたっても治らない。搔かなければやがて、痒みも化膿も消失する。
- 歯医者で椅子で暴れる
→椅子の上で暴れていると治療ができないので、いつまでたっても虫歯の治療ができない。暴れなければ、治療は終了し、虫歯も消失する。
- ヒグマに遭遇した時に騒ぐ
→山中でヒグマが出現した時に騒ぎ出すと、ヒグマのほうも興奮して襲ってくる。騒がないでいれば、やがてヒグマも立ち去る*11。

などがあります。この随伴性で重要なポイントは、「行動しない」ことが強化されるのではなく、「行動する」ことが弱化されるという点です。こちらの講義録の「1.5 死人テスト」のところに書きましたように、死人でもできることは行動ではありません。「行動しない」というのは死人でもできますから、強化の対象とはならないのです。もちろん、歯

*11 あくまで仮想の例。実際にヒグマに出遭った時にどのように行動すれば最も効果的かは分かりませんので、ここにある記述を参考になさらないでください。

医者さんの椅子の上で暴れている子どもに対して「じっとしていなさい。そうすれば、すぐに治してもらえるのよ。」としっかりつけることはできます。この言葉は、形式上は「じっとしている」という行動が強化されているように見えますが、実際には、「暴れるのを止めなさい。暴れているといつまでたっても治してもらえないわよ」という嫌子消失阻止の随伴性として機能しています。

8.8. 好子出現阻止の随伴性による弱化

阻止の随伴性の4番目にあたる「好子出現阻止」は、行動しなければやがて好子が出現するのに、行動してしまうとその出現が阻止されてしまうというものです。具体的には、

- 果物を熟していないうちにもぎ取る
→果物がまだ熟していないうちにもぎ取ってしまうと、おいしい果実（好子）の出現が阻止される。もぎ取らないでいればやがて、熟したおいしい果実が出現する。
- いたずらをすると三時のおやつが取り消し
→いたずらしなければ、3時になると貰えるはずのおやつ（やがて出現するはずの好子）が取り消される（阻止される）という随伴性*12。
- 会議で上司を批判すると昇進が取り消し
→口をつぐんでいれば、やがて昇進できる（好子出現）段取りになっていたのに、批判をしたことでその出現が阻止されてしまう*13。

「嫌子消失阻止」と同様、「好子出現阻止」の随伴性も、「死人テスト」と照合した上で、何をもって行動とみなすのかという点で重要です。もし、「行動しない」ことが強化されるのであれば、上記の例では、

- 1.果実が熟していないうちは、何も行動しない
- 2.三時のおやつの間までは、何も行動しない
- 3.会議では、何も発言しない

が強化されたことになってしまいます。しかし、それぞれ、

- 1.果樹の世話をするという行動（例えば摘果、消毒）は必要。
- 2.勉強やお手伝いなどの行動はしたほうがいい。
- 3.会議では、建設的な発言をしたほうが評価される。

*12 なお、目の前にあるおやつを取り上げるのは、すでに述べた「好子消失による弱化」となります。

*13 その批判が的を射たものであれば、逆に昇進の可能性が高まることもありえますが...

というように、何も行動しなければそれで済まされるというわけではありません。要するに、具体的な特定の行動だけが弱化されるのであって、「行動しない」ことが強化されるわけではないということです。